

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏名 平野望	所属庁・官職 山口地方裁判所下関 支部判事補	派遣先 アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学
提出書面 平成26年4月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略 (平成25年12月6日～平成26年1月12日) 平成25年12月6日～平成26年1月12日 州第一審裁判所（民事・刑事）訪問 平成25年12月17日 United States Attorney's Office （連邦・検察官）訪問 12月28日 弁護士訪問 平成26年1月9日 District Attorney's Office （州・検察官）訪問 1月10日 Arbitration Center 訪問		
キーワード欄 ・州第一審裁判所（民事・刑事）訪問 ・Arbitration Center 訪問 ・United States Attorney's Office（連邦・検察官）訪問 ・District Attorney's Office（州・検察官）訪問 ・弁護士訪問		

平成26年4月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学)

山口地方裁判所下関支部判事補 平 野 望

報 告 書 簡 (第5回)

平成25年12月6日から平成26年1月12日までの研究概要等につき、以下のとおり報告いたします。

- 1 州第一審裁判所(民事・刑事)訪問(平成25年12月6日～平成26年1月12日)、Arbitration Center 訪問(平成26年1月10日)
上記期間においては、州第一審裁判所(民事・刑事)、Arbitration Center を訪問し、法廷傍聴、裁判官へのインタビュー等を行った。

(1) 民事部

州第一審裁判所民事部を訪問し、[] の法廷を傍聴した際に、[] 氏、[] [] 氏とお会いすることができ、Complex Litigation Center, [] 氏、Arbitration Center, [] 氏、Dispute Resolution Center, [] 氏、[] を紹介していただいた。法廷傍聴等については [] 氏に、Arbitration 傍聴等については [] 氏に御連絡することになる。

州第一審裁判所では、Arbitration Center が設置されており、

equitable actions と real estate に係る請求を除き、一定額以下の事件は、原則として、まず Arbitration 手続を経る必要がある。その後の陪審事件の一般的な流れとしては、Case Management Conference で事件の難易等により各手続の期間を定め、Discovery、各 Motions、Settlement Conference（和解）、Pretrial Memorandum、Pretrial Conference、Trial と進む。提訴から約 19 か月で Trial を終える標準的な事件では、そのうち約 12 ～ 13 か月を Discovery に費やしている。

Arbitration は、3 名の弁護士が arbitrator に選任され、手続を主催する。Case Management Conference については、裁判官ではなく、Case Manager が各手続の期間を定める。Settlement Conference は、Dispute Resolution Center において、経験のある弁護士が Judge Pro Tempore に選任され、手続を行う。民事陪審員の選任手続についても、刑事陪審とは異なり、裁判官ではなく、Court Officer が関与する。

(2) 刑事部

州第一審裁判所刑事部を訪問した際に、
氏にお会いすることができ、
を紹介していただいた。刑事事件については、司法取引、陪審手続等を重点的に傍聴した。

2 United States Attorney's Office 訪問（平成 25 年 12 月 17 日）、 District Attorney's Office 訪問（平成 26 年 1 月 9 日）

刑事事件について、司法取引、陪審手続等に関し、検察官からもお話を伺いたいと考え、アメリカ連邦地方裁判所・ペンシルバニア東部の
氏から United States Attorney's Office の
氏を、同氏から

氏を紹介していただいた。また、州第一審裁判所刑事部の法廷傍聴を通じ、District Attorney's Office の とお会いすることができ、その後に District Attorney's Office を訪問し、インタビューすることができた。

3 弁護士訪問（12月28日）

LLM 生の友人から、ペンシルバニア大学ロースクールのサマープログラム Legal Writing の講師である を紹介していただき、自宅のクリスマスパーティーに招いていただいた。

民事・刑事の裁判実務に関するお話を伺うことができる。

4 連絡手段について

裁判官、検察官等のアポイントをとる際に、フリーメールや日本のプロバイダメールが先方に届かないことがあった。先方から返事がない場合には、電話等で確認する必要がある。また、事務局、秘書、ロークラーク等にお世話になることが多いので、密に連携をとることが有用である。

秘書課の方々を始め裁判所関係者の多大なサポートに感謝の意を表し、第5回の報告とする。

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏名 平野望	所属庁・官職 山口地方裁判所下関支部判事補	派遣先 アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学
提出書面 平成26年5月15日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年1月13日～同年2月6日） 1月13日～2月6日 ロースクールの春学期授業に参加 （継続中） 1月20日～同月24日 刑事局中村圭一係長アテンド		
キーワード欄 ・春学期授業 ・刑事局中村圭一係長アテンド ・		

平成26年5月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学)

山口地方裁判所下関支部判事補 平 野 望

報 告 書 簡 (第6回)

平成26年1月13日から同年2月6日までの研究概要等につき、以下のとおり報告いたします。

1 春学期授業 (1月13日～2月6日 (継続中))

私は、春学期授業のうち、①Constitutional Law, ②Criminal Law, ③Administrative Law, ④Law and Society in Japanを受講した。①, ②は、JD課程の必修科目であり、米国法の基礎となる分野を扱う。

(1) Constitutional Law (憲法, 教授は [redacted]¹⁾)

Amendmentを含めた条文の解釈から始まり、憲法成立の背景, Civil Warを経た憲法の変化, 第14修正採用の歴史, 憲法を解釈する際各理論, 連邦と州の権限, 裁判所の違憲立法審査権, 戦争, 抑留, 軍事法廷, 緊急時に係る行政権などを扱った。なお, この講座とは別に First Amendment (Freedom of Speech & Press)の講座等がある。

(2) Criminal Law (刑法, 教授は [redacted]²⁾)

1

2

刑事手続を概説した後、刑罰の根拠、行為性、不作為、主観的要件 (Mens Rea)、事実の錯誤、法律の錯誤などを扱った。ケースブックと補助教材を介し、判例、法律、論文等のほか、American Law Institute が関与した Model Penal Code を題材にする。

(3) Administrative Law (行政法、助教授 [] が担当)

行政法を概説した後、行政法に関する憲法の枠組み、Administrative Procedure Act の解釈、行政庁の処分について、どのような聴聞手続が必要か、どのようなときに証人の反対尋問を許可すべきか、どのような証拠を考慮すべきかなどを扱った。

(4) Law and Society in Japan (日本の法と社会、教授は []) ³⁾

多くの英語文献を基に議論を行うゼミであり、米国で日本のことを学ぶ理由、日本の歴史、政治、経済、法制度、法を用いない紛争解決、女性に関する問題などを扱った。私は、4月中旬に東日本大震災後の福島を担当することにした。約40名ものJD生が参加し、白熱した議論が行われ、米国ロースクール生が日本をどうみているかを実感できる。唯一の日本人であり裁判官である私に質問がされることも多い。映画「切腹」(小林正樹監督、1962年)を鑑賞し、Temple University の [] により、害悪を何(誰)に帰するかについての日米の比較に関する特別講義がされた。日本に関する英語文献には、日本における一般的な見解とは異なるものや、公刊後に状況が大きく変化しているものがあるが、その分野に関する英語文献がほかにないことから、米国において影響力を有すると思われるものがある。内容・中身だけでなく表現・説明の重要性、日本のことを英語で正しく伝えられるようにする必要性を強く感じている。

³⁾ 米国の不法行為法のほか、日本法等を専門に研究し、日米の比較法を含めた多数の論文を執筆している。

2 刑事局中村圭一係長アテンド（1月20日～同月24日）

1月20日に刑事局中村圭一係長がフィラデルフィアに到着され、同月21日に州第一審裁判所刑事部を訪問したが、同日の午後から翌日にかけて大雪により裁判所が閉鎖することがあった。そのため、同月21日午前及び同月23日に州第一審裁判所刑事部を、同月24日にアメリカ連邦地方裁判所・ペンシルバニア東部を訪問することとなった。

州第一審裁判所刑事部では、[redacted]に事前に御連絡し法廷傍聴、インタビューの手配をお願いし、[redacted]氏にもお世話になった。

[redacted]、[redacted]にお会いし、Scheduling Conference、保釈についての Initial Appearance、Guilty Plea（司法取引）、陪審員の選任等を傍聴した。Jury Selection Commission、[redacted]氏にインタビューし、陪審制度に関する広報活動及び法教育、陪審裁判の法廷における IT 機器の利用状況、陪審員候補者の個人情報の管理、陪審員のための裁判所における保育施設等の有無、民間企業における特別休暇制度等の有無などについて伺った。

アメリカ連邦地方裁判所・ペンシルバニア東部では、[redacted]氏に事前に御連絡し、法廷傍聴、インタビューの手配をしていただいた。[redacted]にお会いし、司法取引、陪審トライアル等を傍聴した。[redacted]氏にインタビューし、上記インタビューと同様の事項について伺った。

3 [redacted]

秘書課の方々を始め裁判所関係者の多大なサポートに感謝の意を表し、第6回の報告とする。

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏名 平野望	所属庁・官職 山口地方裁判所下関 支部判事補	派遣先 アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学
提出書面 平成26年6月23日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年2月7日～同年3月7日） 2月7日～3月7日 ロースクールの春学期授業に参加 （継続中） 3月1日～同月7日 刑事局高森局付アテンド		
キーワード欄 ・春学期授業 ・刑事局高森局付アテンド ・春学期学費の支払手続 ・		

平成26年6月23日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学)

山口地方裁判所下関支部判事補 平 野 望

報 告 書 簡 (第7回)

平成26年2月7日から同年3月7日までの研究概要等につき、以下のとおり報告いたします。

1 春学期授業 (2月7日～3月7日 (継続中))

(1) Constitutional Law (憲法)

上記期間においては、連邦議会の権限に関して、州際通商条項 (Commerce Clause)、州の行為 (State Action) の法理、課税・支出権限、条約締結権限等を扱ったほか、州の権限と連邦主義 (Federalism)、人権に関する手続的・実体的 Due Process などを扱った。

(2) Criminal Law (刑法)

酩酊等による責任への影響、厳格責任 (Strict Liability)、代位責任 (Vicarious Liability)、事実に因果関係と法的因果関係、共犯等を扱ったほか、刑法各論のうち、強姦、殺人 (Homicide) などを扱った。

(3) Administrative Law (行政法)

行政庁の処分について、どのような者が手続に関与できるか、聴聞手続を主催する者がどのように公平さを保つか、行政庁の多様な役割、外部とのコミュニケーションの制限などを、行政庁によるルール

の策定について、インフォーマルな手続が許される場合、これすら不要となる場合、また、Administrative Procedure Act が定める手続以上の手続が求められるか、どのような告知や、コメントの機会が求められるか、どのように手続を進めるか、大統領による再審理などを扱った。

(4) Law and Society in Japan (日本の法と社会)

司法制度改革、法律家に求められる役割、日本におけるロースクールの創設、裁判員制度、刑事事件に関する問題などを扱った。映画「羅生門」(黒澤明監督、1950年)を鑑賞し、また、[REDACTED]により日米間の貿易、国際通商をめぐる諸問題に関する特別講義が、University of Miami の [REDACTED] により、文化財保護法をめぐる諸問題に関する特別講義がされた。

2 刑事局高森宣裕局付アテンド(3月1日～同月7日)

3月1日に刑事局高森宣裕局付がフィラデルフィアに到着され、同月3日に州第一審裁判所刑事部を訪問する予定であったが、大雪により裁判所が閉鎖することがあった。そのため、同月4日に Drinker Biddle & Reath 法律事務所及びペンシルバニア大学を、同月5日にアメリカ連邦地方裁判所・ペンシルバニア東部を、同月6日に州第一審裁判所刑事部を、同月7日にアメリカ連邦検察官事務所・ペンシルバニア東部及び州検察官事務所を訪問することとなった。

事前に御連絡し、アポイントをとった上で、Drinker Biddle & Reath 法律事務所では、[REDACTED]

[REDACTED]に、ペンシルバニア大学では、[REDACTED]にインタビューし、自己誓約に基づく釈放制度・保釈、司法取引、量刑審理、被告人の証人適格、被害者特定事項の秘匿などについて伺った。

アメリカ連邦地方裁判所・ペンシルバニア東部では、[REDACTED]

氏に事前に御連絡し、司法取引、量刑審理等を傍聴し、
に上記事項についてインタビューした。州第一審裁判所刑事部では、
に事前に御連絡し、保釈等を傍聴した。

事前に御連絡し、アポイントをとった上で、アメリカ連邦検察官事務所・ペンシルバニア東部では、
に、州検察官事務所では、
に上記事項についてインタビューした。

3 春学期学費の支払手続

春学期学費請求書の到着が遅れ、そのため、支払期限について延長が必要になったため、2月中旬に、Financial Aidの
氏に御相談することがあった。

4

秘書課の方々を始め裁判所関係者の多大なサポートに感謝の意を表し、第7回の報告とする。

以 上

平成 2 5 年度判事補海外留学研究員報告書簡（第 8 回）

氏 名 平 野 望	所属庁・官職 山口地方裁判所下関 支部判事補	派遣先 アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学
提 出 書 面 平成 2 6 年 6 月 2 4 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 3 月 8 日～同年 4 月 2 7 日） 3 月 8 日～ 4 月 2 7 日 ロースクールの春学期授業に参加 4 月 2 日～同月 1 4 日 札幌地裁安江判事アテンド		
キーワード欄 ・ 春学期授業 ・ 札幌地裁安江判事アテンド ・ アミカス・キューリエの調査		

平成26年6月24日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学)

山口地方裁判所下関支部判事補 平 野 望

報 告 書 簡 (第8回)

平成26年3月8日から同年4月27日までの研究概要等につき、以下のとおり報告いたします。

1 春学期授業 (3月8日～4月27日)

(1) Constitutional Law (憲法)

上記期間においては、人権について、手続的・実体的 Due Process に関する判例法の発展のほか、平等保護条項 (Equal Protection) に関し、人種と性別による差別、それぞれの違憲審査基準、アファーマティブ・アクション、Due Process と平等保護条項をどのように使い分けるかなどを扱った。米国における人種差別の問題は、法律問題として重要であるだけでなく、普段の暮らしにおいても接することが少なからずあり、社会・国の在り方を考えさせられる。

(2) Criminal Law (刑法)

刑法各論のうち、殺人等 (Murder, Manslaughter, Negligent Homicide) を扱ったほか、刑法総論に関して、未遂 (Attempt)、共謀 (Conspiracy)、違法性阻却 (Justification) である正当防衛、緊急避難 (Necessity, Choice of Evils)、責任阻却 (Excuse) である強迫

(Duress), 精神異常 (Insanity), 無意識的行為 (Automatism), 量刑などを扱った。

(3) Administrative Law (行政法)

行政庁の行為に対する司法判断について、Due Process が問題になる局面、保護される利害関係、州の行為 (State Action) の法理、どのような手続が適正であるか、フォーマルな手続とそれ以外の手続について適用される各種基準、行政庁が法令解釈する際の裁量などを扱ったほか、行政庁の憲法上の位置付け、議会による行政庁の行為に対するコントロール (拒否権、担当者の任免)、大統領による行政庁の行為に対するコントロール (指揮管理、担当者の任免) などを扱った。

(4) Law and Society in Japan (日本の法と社会)

日本の暴力団に関する問題、憲法、司法の独立、違憲立法審査権、宗教の自由、女性に関する問題、タバコをめぐる問題、東日本大震災後の福島などを扱い、私は福島についての報告を担当した。映画「ミンボーの女」(伊丹十三監督、1992年)、「生きる」(黒澤明監督、1952年)を鑑賞し、また、New York University の [redacted] により、労働法、男女雇用機会均等法等における女性の問題に関する特別講義がされた。最後の2回においては、各学生による短時間の報告が行われたが、当初は日本に馴染みのなかった一年次の学生がこのゼミを経て担当分野の先端的な議論ができており、驚嘆した。米国のトップロースクール、あるいはその前の大学等は、馴染みのない分野で新たな道を切り開く手法の習得に秀でているように感じる。

2 札幌地裁安江一平判事アテンド (4月2日～同月14日)

4月2日に札幌地裁安江一平判事がフィラデルフィアに到着され、同月3日に Drinker Biddle & Reath 法律事務所を訪問し、同日、同月8日に上記日本の法と社会のゼミに参加し、同日には [redacted]

にインタビューしたほか、同月4日、10日に州第一審裁判所民事部を、同月11日にアメリカ連邦地方裁判所・ペンシルバニア東部を訪問した。

事前に御連絡し、アポイントをとった上で、Drinker Biddle & Reath 法律事務所では、[REDACTED] に、ペンシルバニア大学では、[REDACTED] にインタビューし、Case Management Conference, Discovery, Pretrial Conference などについて伺った。

州第一審裁判所民事部では、Complex Litigation Center, [REDACTED] 氏に事前に御連絡し、同氏に上記事項についてインタビューし、Mass Tort の進行を協議する Conference, Discovery 等を傍聴した。アメリカ連邦地方裁判所・ペンシルバニア東部では、[REDACTED] 氏に事前に御連絡し、[REDACTED] に上記事項についてインタビューし、民事陪審 Trial 等を傍聴した。

3 アミカス・キューリエの調査

私は、米国の裁判を研究している中で、アミカス・キューリエ（裁判所の友）という制度に興味を持ち、Drinker Biddle & Reath 法律事務所の [REDACTED]、ペンシルバニア大学の [REDACTED]¹、[REDACTED] にインタビューする機会に恵まれた。両方からは、University of North Texas の [REDACTED] のアミカス・ブリーフに関する論文を勧められた。[REDACTED] からは、アメリカ連邦最高裁において、訟務長官 (Solicitor General) が提出するアミカス・ブリーフが重要な役割を演じているという指摘を受けた。

秘書課の方々を始め裁判所関係者の多大なサポートに感謝の意を表し、第8回の報告とする。

以 上

平成 2 5 年度判事補海外留学研究員報告書簡（第 9 回）

氏 名 平 野 望	所属庁・官職 山口地方裁判所下関 支部判事補	派遣先 アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学
提 出 書 面 平成 2 6 年 6 月 2 5 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 4 月 2 8 日～同年 6 月 2 日）		
4 月 2 8 日～同月 3 0 日	アメリカ連邦最高裁 (DC) 訪問	
4 月 2 8 日	アメリカ議会図書館 (DC) 訪問	
5 月 8 日～1 5 日	ニュージャージー州マーサー郡裁判 所訪問	
5 月 2 1 日	ニュージャージー州 Office of the Attorney General訪問	
5 月 2 7 日～6 月 2 日	州第一審裁判所民事部訪問	
キーワード欄		
・アメリカ連邦最高裁 (DC) 訪問		
・アメリカ議会図書館 (DC) 訪問		
・ニュージャージー州マーサー郡裁判所訪問		
・ニュージャージー州 Office of the Attorney General訪問（アミカ ス・キューリエの調査）		
・州第一審裁判所民事部訪問		

平成26年6月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学)

山口地方裁判所下関支部判事補 平 野 望

報 告 書 簡 (第9回)

平成26年4月28日から同年6月2日までの研究概要等につき、以下のとおり報告いたします。

1 アメリカ連邦最高裁(DC)訪問(4月28日～同月30日)

上記期間においては、ワシントン DC のアメリカ連邦最高裁の口頭弁論を傍聴した。9名の最高裁判事が、次々と代理人に質問を続けるのは、圧巻であり、法律家として、事前に十分な準備をすることに加え、即座に機転を利かせて柔軟に対応する能力が求められていることを改めて認識させられる。ワシントン DC の道中では、ジョージタウン大学に派遣されている谷藤一弥裁判官、ジョージワシントン大学に派遣されている内山香奈裁判官にお世話になり、同大学の客員研究員である

を紹介していただいた。傍聴した事件のうち、特許のクレームの不明瞭さが争われた *Nautilus v. Biosig Instruments* について、同教授から、American University Washington College of Law における検討会を紹介していただき、これに参加した。検討会では、当事者の代理人のほか、アミカス・キューリエの代理人が討論を行い、米国の裁判において、各種企業・団体、弁護士等が、アミ

カス・ブリーフに力を入れているのを実感した。

2 アメリカ議会図書館(DC)訪問(4月28日)

谷藤裁判官、内山裁判官、[REDACTED]がアメリカ議会図書館を訪問するのに随行し、同図書館に勤務されている[REDACTED]を紹介していただき、所蔵する書物等を見学させていただくことができた。

3 ニュージャージー州マーサー郡裁判所訪問(5月8日～同月15日)

上記期間においては、ニュージャージー州トレントンの裁判所に派遣されている松波卓也裁判官にお世話になり、マーサー郡裁判所において、[REDACTED]氏、[REDACTED]

[REDACTED]を紹介していただき、交通事故訴訟の民事陪審 Trial, Arbitration 等を傍聴した。同交通事故訴訟では、裁判官から陪審員に対し、原告らが後遺症(permanent injuries)を負ったかが争点であること、原告らは、これを客観的な信頼できる医学的証拠(objective, credible medical evidence)により証明する必要があること、客観的とは、身体検査又は医学的テストにより明らかにされることを意味し、主観的な訴え(subjective complaints)だけでは足りないことなどが説示され、陪審員は、上記証明はされていないという評決を下した。民事訴訟においても、原則として、伝聞証拠は許容されないため、対立する専門家証人のいずれが信用できるかという争い方になっており、当該証人の専門分野、経歴等が重視されているように感じた。Arbitration については、普段原告側の代理をしている弁護士と被告側の代理をしている弁護士の二人が仲裁人となることに特色があった。

4 ニュージャージー州 Office of the Attorney General 訪問(5月21日)

私は、米国の訟務検事・検察官等がアミカス・ブリーフをどのように活用しているのか興味を持っていたところ、ペンシルバニア大学の[REDACTED]

がニュージャージー州の
氏と親交があったことから¹、両者を介して、同州
Office of the Attorney General でアミカス・ブリーフを担当している
氏、
氏を紹介していただき、インタビューすることができ、
有用な論文²等を教えていただいた。

5 州第一審裁判所民事部訪問（5月27日～6月2日）

上記期間においては、フィラデルフィア・州第一審裁判所民事部を訪問し、医療訴訟の民事陪審 Trial 等を傍聴した。

秘書課の方々を始め裁判所関係者の多大なサポートに感謝の意を表し、第9回の報告とする。

以 上

¹ 両者とも日本に留学した経験を有する。

² Ruben J. Garcia, A Democratic Theory of Amicus Advocacy, 35 Florida State University Law Review 315.

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

氏 名 平 野 望	所 属 庁 ・ 官 職 山 口 地 方 裁 判 所 下 関 支 部 判 事 補	派 遣 先 ア メ リ カ 合 衆 国 ペ ン シ ル バ ニ ア 大 学
提 出 書 面 平成 2 6 年 7 月 8 日 付 け 報 告 書 簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 6 月 3 日～同年 7 月 7 日） 6 月 3 日 Feinberg Rosen, LLP(DC) 訪問 6 月 4 日～ 7 月 5 日 州第一審裁判所民事部訪問		
キーワード欄 ・ Feinberg Rosen, LLP(DC) 訪問（大規模 A D R の調査） ・ 州第一審裁判所民事部訪問		

平成26年7月8日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学)

山口地方裁判所下関支部判事補 平 野 望

報 告 書 簡 (第10回)

平成26年6月3日から同年7月7日までの研究概要等につき、以下のとおり報告いたします。

1 Feinberg Rosen, LLP(DC)訪問 (6月3日)

私は、大規模災害後の紛争解決の手法としてのADRに強い関心を有しており、渡米前からその研究を進めてきた。米国では、2001年9月11日の同時多発テロ事件、バージニア工科大学銃乱射事件、ボストンマラソン爆弾テロ事件、メキシコ湾原油流出事故、ハリケーン等の自然災害などが起きた後に、大規模ADRにより各種紛争を解決するプラクティスが発達している。私は、初年度はコロンビア大学に、次年度はカリフォルニア大学ロサンゼルス校に派遣された住田知也裁判官と協力し、これらの研究を進めてきた。上記各事件・災害後の大規模ADRにおいて、主導的な役割を演じるスペシャルマスター等を務めた極めて高名な弁護士として、[REDACTED]氏がいる¹。我々は、ペンシルバニア大学ロースクールの[REDACTED]

¹ [REDACTED]

の助力により、ワシントン DC の Feinberg Rosen, LLP
において、同弁護士にインタビューする機会に恵まれた。また、
ジョージワシントン大学の客員研究員である
もこれに興味を示され同席し、先方からは
前に による日本の法と社会のゼミでお会いにな
った が興味を示され同席された。

同インタビューでは、上記各事件・災害後の大規模 ADR は、
いずれも個別性が強く、一般化をするのは困難であるが、基本
的な ADR の視点としては、①提訴権を放棄する代わりに終局
的な補償を行うこと、②それを直ちにを行うのが困難であるとき
は、提訴権を放棄せずに仮払金を支払うことが考えられるとこ
ろであり、それぞれについて、事案の性質に応じ、様々なバリ
エーションがあることなどを具体的な事例を挙げて伺うこと
ができた。経済的損害の補償については、原則として、①につ
いては個人の収入等に左右されるが、②については定額補償な
ども考えられることなども伺うことができた。通常の民事訴
訟、不法行為法の枠組みの下では、柔軟、迅速な紛争解決が困
難である事案について、ADR が有効に機能し得る示唆を受け
た。また、米国では、同弁護士に代表されるように ADR を専
門とする弁護士が育っており、公的機関等もそのような弁護
士をスペシャルマスター等に任命し、紛争を解決する上で大幅な
裁量を委ねることがあり、先例のない分野で新たな道を切り開
く米国トップ弁護士の逞しさを実感した。

2 州第一審裁判所民事部訪問（6月4日～7月5日）

上記期間においては、フィラデルフィア・州第一審裁判所民事部を訪

問し、医療訴訟、アスベスト訴訟の民事陪審 Trial, Mass Tort 事件のカンファレンス等を傍聴した。また、同裁判所 Complex Litigation Center の [REDACTED] 氏から、ニュージャージー州トレントンの裁判所に派遣されている松波卓也裁判官とともに、上記 Center の Mass Tort 事件処理のプラクティスの説明を受けた。[REDACTED] 氏からは、アミカス・キューリエに関する論考を紹介していただくこともあり、とてもお世話になった。

3 おわりに

留学生活では、英語や文化の違いに戸惑うことも多々あったが、振り返ると、周りの方々の支えにより、かけがえのない経験を積むことができた。この経験を踏まえ、今後の業務を通じて恩返しをしていきたい。派遣先の人々とは留学後も続く密接な関係を築くよう努力し、[REDACTED] [REDACTED] 秘書課の方々を始め裁判所関係者の多大なサポートに感謝の意を表し、最後の報告とする。

以 上